

6. 各種変更届に関すること（転居、改姓など）

Q6-1. 転居をしたのですが、どのような手続きが必要ですか？

⇒「住所変更届」と「住民票（3か月以内の世帯全員分、世帯主・続柄の記載あり、個人番号なし、前住所が記載しているもの）」を提出してください。

Q6-2. 改姓をしたのですが、どのような手続きが必要ですか？

⇒「借受人等状況変更届」と「住民票（3か月以内の世帯全員分、前住所が記載されたもの、個人番号がないもの）、旧姓記載あり」、新しい姓がわかる身分証明書（本人確認書類）を提出してください。

Q6-3. 借受人（借りた人）が亡くなった場合、どのような手続きが必要ですか？

⇒「借受人等状況変更届」と「借受人が死亡したことが確認できる書類（例：死亡診断書のコピー・住民票の除票の写し）」を兵庫県社会福祉協議会に提出いただきます。まずは、兵庫県社会福祉協議会特例貸付コールセンター0120-552-039にご連絡ください。

※届出様式は、兵庫県社会福祉協議会のホームページよりダウンロードできます。